

過疎地域持続的発展計画（案）

（令和3年度～令和7年度）



新潟県村上市

目 次

I 基本的事項

1	市の概況	1
2	人口及び産業の推移と動向	4
3	行財政の状況	7
4	地域の持続的発展の基本方針	9
5	地域の持続的発展のための基本目標	10
6	計画の達成状況の評価に関する事項	10
7	計画期間	10
8	公共施設等総合管理計画との整合	10

II 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

1	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	12
2	産業の振興	14
3	地域における情報化	19
4	交通施設の整備、交通手段の確保	21
5	生活環境の整備	24
6	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	27
7	医療の確保	30
8	教育の振興	31
9	集落の整備	34
10	地域文化の振興等	35
11	再生可能エネルギーの利用の推進	37

I 基本的事項

1 市の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア 位置、地勢

本市は、新潟県の最北端に位置し、北から東にかけては山形県に接している。南は関川村及び胎内市と接し、70km圏内には新発田市、新潟市及び山形県鶴岡市がある。

市の面積は1,174.17km²と県内最大の面積を誇り、新潟県の総面積（12,583.96km²）のおよそ9.3%を占めている。

また、50kmにも及ぶ海岸線の中に大小の港を有しており、特に、特定地域振興重要港湾となっている岩船港は、産業や観光などの面において地域の重要拠点としての役割を担っている。

地質的には、沖積平坦地と山間部洪積地で構成されており、飯豊・朝日山系に源を発する荒川・三面川流域をはじめ、石川流域や大川流域に平地が広がっている。集落は河川流域に集中しているほか、朝日山塊が直接日本海に迫る三面川河口以北の海岸線に分布している。特に荒川、三面川及び石川河川流域は、肥沃な水田として農業生産活動の基盤となっている。

イ 歴史

今からおよそ3万4千年前の後期旧石器時代の石器が発見されており、6世紀には浦田山古墳群の発見から、朝鮮半島を含む広い地域との文化的交流があったと考えられている。戦国時代には、本庄氏、色部氏等の支配の影響を受け、江戸時代に入るとめまぐるしく支配者が入替わった。

その後、明治4年の廃藩置県、明治22年の市町村制を経て、昭和30年前後に市町村合併が進み、平成20年4月1日に村上市、荒川町、神林村、朝日村及び山北町の1市2町2村の新設合併により、現在の村上市の姿となっている。

ウ 社会的条件

主要道路としては、国道7号、国道113号、国道290号、国道345号が市内を縦横に走っており、これに主要県道や一般県道などが交差している。

日本海沿岸東北自動車道の朝日まほろばIC～あつみ温泉IC（山形県）間が平成25年度に事業化され、全線開通に向けた整備が本格化している。また、地域高規格道路として新潟山形南部連絡道路が計画され、荒川道路部分が供用を開始している。

鉄道網としては、JR羽越本線とJR米坂線があり、羽越本線高速化の検討の中で、新潟駅での在来線と新幹線の同一ホーム乗換えが事業化され、平成30年度から供用を開始している。また、本市北部の瀬波笹川流れ栗島県立自然公園などの美しい景観を活かし、定期観光列車が運行されるなど、日本でも数少ない鉄道上の観光路線ともなっている。

エ 経済的条件

第1次産業は、農業、林業、水産業により構成されている。農業は、三面川・石川・荒川水系流域の稲作を中心に、野菜の生産や畜産などが行われており、「岩船産コシヒカリ」、「村上牛」、「村上茶」「朝日豚」「やわ肌ねぎ」などをはじめとする多くの市産食材がブランド化され、市場や消費者から高い評価を受けている。

林業は、スギ・ヒノキの人工造林のほか、特用林産物としてエノキタケ・シイタケなどの生産を行っている。本市は県内最大の素材生産量を誇り、木材の伐採から加工までの体制整備により、地域産材の需要拡大を図っている。

水産業は、寝屋漁港や岩船港等の近海物を中心に、漁獲量は約2,112トン、漁獲高は約12億（令和2年実績）となっており、「白皇鮭」や「越後本ズワイ」などのブランド力向上や販路拡大に取り組んでいるほか、内水面では、三面川の鮭や鮎の孵化増殖、一部の地域ではニジマス等の養殖が行われている。

第2次産業は、事業所数154事業所、従業員数4,448人、製造品出荷額約754億円（平成30年6月1日現在）となっており、製造出荷額のシェアが低く、経営規模が比較的小さい状況である。

第3次産業は、商店数752店、従業員数4,260人、年間販売額約829億円（平成28年6月1日現在）となっており、経営規模の小さい既存商店が多く、売場面積も大規模小売店が多くを占めている。

(2) 過疎の状況

人口を国勢調査の結果からみると、昭和40年～昭和50年で7.1%の減、昭和50年～昭和60年で1.4%の減、昭和60年～平成7年で4.8%の減、平成7年～平成17年で6.5%の減、平成17年～平成27年で11.7%の減少となっており、この間で初期は急激に、中期は徐々に、後期は再び急激に減少してきた。今後も自然減（死亡数が出生数を上回る状態）及び社会減（転出者数が転入者数を上回る状態）が続き、人口の減少傾向はさらに強まるものと予測される。

また、人口構成をみると若年者人口（15歳～29歳）の全人口に対する比率は、平成17年の13.2%から平成27年には11.7%と1.5%減少した。一方、高齢者人口（65歳以上）の比率は、平成17年の28.9%から平成27年には35.5%と6.6%も大幅に増加し、高齢化が加速している。合計特殊出生率の低下や若年層の市外への流出などで「地域の担い手」となる若者が減少し、多くの町内、集落では高齢者が多い年齢構成となっており、地域社会の活力が低下している。

過疎の要因は、都市部と農村部における社会的、経済的な地域格差であり、その対策として、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法により生活環境、産業基盤の整備等を進めてきた。しかし、人口減少と少子高齢化の進行に歯止めをかけることはできておらず、引き続き、地域産業の活性化や地域社会を担う人材の確保・育成などが大きな課題といえる。

今後は、人口の増加や地域の成長・活性化などを目的とした施策を進めるとともに、人口減少や社会構造の変化などにより様々な課題が顕在化する中においても本市の維持と地域の暮らしを継続させていくための施策を同時かつ効果的に進め、持続的に発展するまちの実現につなげる必要がある。

(3) 社会経済的発展の方向

本市の基幹産業である農業を中心とした第1次産業の従事者は減少の一途をたどり、結果として、本市を含めた地方と都市部の格差が拡大してきている。

こうした状況の中、豊かな地域資源を活用した高付加価値化や担い手の育成・確保に努めるとともに、ITやAIなどの先進技術を活用した産業の高度化や効率化を進め、若者に選ばれる多様で魅力的なしごとづくりと、官民協働による計画的かつ戦略的な雇用創出などに取り組む必要がある。

雇用対策や地域経済の活性化に向けた即効性のある政策が必要であり、医療体制の強化や福祉の向上を積極的に行い、本市の均衡ある発展を進めるとともに、恵まれた数多くの地域資源を活用しながら交流人口や関係人口の創出・拡大を図ることなどが必要である。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口

平成27年の国勢調査結果をみると、本市の総人口は62,442人で平成17年からの10年間で11.7%の減少となっている。

15歳～29歳の若年者比率は、平成17年の13.2%から平成27年の11.7%に減少しているが、これは進学や就職などをきっかけに市外へ若者が流出し、そのまま帰郷しないことが大きく影響しており、進学率の向上に伴って今後もこの傾向は続くものと予測される。

また、65歳以上の高齢者比率は、平成17年の28.9%から平成27年の35.5%へと大幅に増加し、確実に高齢化が進んでいる状況であることから、地域を担う若い世代を確保していくためにも魅力のある産業の創出等に取り組み、地元定着やU I J ターン促進を図る必要がある。

表2-1 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	90,322		86,565	△4.2	83,107	△4.0	80,460	△3.2	80,206	△0.3
0歳～14歳	30,257		24,363	△19.5	20,416	△16.2	18,951	△7.2	17,856	△5.8
15歳～64歳	54,022		55,434	2.6	54,952	△0.9	52,613	△4.3	51,977	△1.2
うち15歳～29歳(a)	20,859		19,758	△5.3	18,673	△5.5	15,875	△15.0	13,981	△11.9
65歳以上(b)	6,043		6,768	12.0	7,739	14.3	8,896	15.0	10,373	16.6
若年者比率(a)／総数	23.1		22.8	—	22.5	—	19.7	—	17.4	—
高齢者比率(b)／総数	6.7		7.8	—	9.3	—	11.1	—	12.9	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総 数	79,366	△1.1	76,511	△3.6	75,591	△1.2	73,902	△2.2	70,705	△4.3
0歳～14歳	16,193	△9.3	13,837	△14.6	12,092	△12.6	10,774	△10.9	9,451	△12.3
15歳～64歳	51,146	△1.6	48,454	△5.3	46,864	△3.3	44,104	△5.9	40,735	△7.6
うち15歳～29歳(a)	12,543	△10.3	11,371	△9.3	11,373	0.0	10,845	△4.6	9,339	△13.9
65歳以上(b)	12,011	15.8	14,193	18.2	16,635	17.2	18,993	14.2	20,445	7.6
若年者比率(a)／総数	15.8	—	14.9	—	15.0	—	14.7	—	13.2	—
高齢者比率(b)／総数	15.1	—	18.6	—	22.0	—	25.7	—	28.9	—

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 66,427	% △6.1	人 62,442	% △6.0
0歳～14歳	7,881	△16.6	6,609	△16.1
15歳～64歳	37,524	△7.9	33,578	△10.5
うち15歳～ 29歳(a)	7,887	△15.5	7,300	△7.4
65歳以上(b)	20,942	2.4	22,167	5.8
若年者比率 (a) / 総数	% 11.9	—	% 11.7	—
高齢者比率 (b) / 総数	% 31.5	—	% 35.5	—

※総数には年齢不詳を含んでいる。

表2-2 人口の見通し

(単位：人)

区 分	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
総 数	62,442	58,123	53,705	49,350	45,040	40,758	36,568
年 少 人 口	6,609	5,672	4,978	4,337	3,787	3,349	2,931
生産年齢人口	33,615	29,740	26,752	24,117	21,492	18,731	16,259
老 年 人 口	22,218	22,711	21,975	20,896	19,761	18,678	17,378

※平成27年は国勢調査、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値による。

(2) 産業

基幹産業である農業を中心とした第1次産業の比率は大幅に減少し、第2次産業及び第3次産業の比率が高くなっているが、平成2年以降は、第2次産業も減少傾向にある。平成27年の国勢調査結果をみると、第3次産業の就業者が半数以上を占めている。

今後も従事者の高齢化、担い手不足、産地間競争の激化など、農林水産業を取り巻く情勢は年々厳しさを増していくと考えられ、第1次産業及び第2次産業から第3次産業への移行が続くと推測される。

表2-3 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 43,421	人 42,597	% △1.9	人 43,462	% 2.0	人 40,556	% △6.7	人 40,308	% △0.6
第1次産業 就業人口比率	% 56.5	% 47.9	—	% 42.5	—	% 32.3	—	% 25.2	—
第2次産業 就業人口比率	% 14.9	% 19.5	—	% 20.8	—	% 27.2	—	% 31.5	—
第3次産業 就業人口比率	% 28.6	% 32.6	—	% 36.7	—	% 40.5	—	% 43.3	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 39,647	% △1.6	人 39,026	% △1.6	人 39,210	% 0.5	人 36,644	% △6.5	人 34,107	% △6.9
第1次産業 就業人口比率	% 20.7	—	% 15.2	—	% 12.6	—	% 10.3	—	% 10.9	—
第2次産業 就業人口比率	% 35.8	—	% 40.0	—	% 40.0	—	% 37.6	—	% 32.7	—
第3次産業 就業人口比率	% 43.5	—	% 44.8	—	% 47.4	—	% 52.1	—	% 56.4	—

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 31,214	% △8.5	人 30,337	% △2.8
第1次産業 就業人口比率	% 9.7	—	% 10.0	—
第2次産業 就業人口比率	% 31.2	—	% 31.3	—
第3次産業 就業人口比率	% 58.7	—	% 58.0	—

※総数には分類不能を含んでいる。

3 行財政の状況

(1) 行政の状況

人口減少や少子高齢化、社会情勢の変化などに伴う市民ニーズの高度化、複雑化が進む中においても安定的な行政サービスを提供していくには、これまで以上に効率的で効果的な行政運営を行っていく必要がある。引き続き、市民ニーズの的確な把握、行政コストの検証や事業の効率化、職員の意識改革などに努め、持続的に発展するまちづくりを進めていかなければならない。

(2) 財政の状況

令和元年度決算における本市の歳入合計は約361億円で、主な内訳は、地方税が約66億円、地方交付税が約138億円、地方債が約40億円、国庫支出金が約29億円となっており、国に大きく依存する財源構造となっている。国、地方とも厳しい財政事情を抱え、補助金や交付税制度の大幅な見直しが行われている中、自主財源割合の向上に努めなければならない。

一方、歳出については、人件費が約55億円、公債費が約36億円、投資的経費が約47億円などとなっている。ここ数年、社会保障経費の伸びが著しく、老朽化した各種施設に係る維持管理経費や公営企業会計への繰出金とともに予算を圧迫している。歳出に占める経常的な経費の比率が依然として高くなっており、財政の健全化が大きな課題となっている。

表3-1 市財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	35,843,992	35,508,685	36,088,689
一般財源	21,647,550	22,513,360	22,141,408
国庫支出金	3,954,865	2,890,775	2,882,420
県支出金	1,720,213	1,834,376	1,954,038
地方債	3,747,800	2,578,700	3,947,800
うち過疎対策事業債	1,112,800	764,600	2,246,300
その他	4,773,564	5,691,474	5,163,023
歳出総額 B	34,526,847	33,999,534	34,601,402
義務的経費	14,381,541	13,476,703	13,749,711
投資的経費	5,722,292	3,856,133	4,653,144
うち普通建設事業	5,690,357	3,831,916	4,531,311
その他	14,423,014	16,666,698	16,198,547
過疎対策事業費	2,522,075	6,839,696	5,654,883
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,317,145	1,509,151	1,487,287
翌年度へ繰越すべき財源 D	89,350	100,228	77,391
実質収支 C-D	1,227,795	1,408,923	1,409,896
財政力指数	0.41	0.37	0.35
公債費負担比率	17.9	14.4	14.1
実質公債費比率	17.5	14.7	13.4
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	85.5	88.6	91.2
将来負担比率	163.6	112.6	124.4
地方債現在高	37,421,306	33,345,850	34,400,019

(3) 公共施設等の整備状況

市域が広大で道路延長も長いため、市道の改良率は70.6%、舗装率は58.7%と低く、産業の振興や住民生活に様々な面で影響を与えている。生活道路として、地域間道路網の整備は今後も必要不可欠である。

水道普及率は99.7%とほぼ全域で完了している。今後は将来にわたって安定的な給水を行うため、水源の確保と給水管等の維持・管理が必要である。

学校教育施設等については、既存施設の大規模改修や長寿命化対策などを計画的に進めるとともに、子どもたちにとっての学習の質や選択の量を確保する上でも、地域の状況を踏まえながら統合を検討していく必要がある。

表3-2 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率(%)		50.5	53.4	69.0	70.6
舗装率(%)		41.0	48.6	57.1	58.7
農道					
延長(m)				181,478	156,469
耕地1ha当たり農道延長(m)		53.8	55.8	—	—
林道					
延長(m)				316,742	327,855
林野1ha当たり林道延長(m)		5.1	8.1	—	—
水道普及率(%)		89.1	92.1	98.0	99.7
水洗化率(%)		4.6	55.6	86.8	100
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)		13.3	16.0	16.0	18.1

※空欄は、データが残存していないため。

4 地域の持続的発展の基本方針

これまで取り組んできた過疎対策事業は、産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備、教育の振興等に大きな推進力をもたらした。しかし、若者を中心とした人口流出等により、過疎化、少子高齢化は加速しており、地域産業の活性化や地域社会を担う人材の確保・育成などが大きな課題となっている。また、本市の基幹産業である農林水産業の従事者は減少の一途をたどり、本市を含めた地方と都市部の格差が拡大している。

こうした状況の中、豊かな地域資源を活用した高付加価値化や担い手の育成・確保、ITやAIなどの先進技術を活用した産業の高度化や効率化、若者に選ばれる多様で魅力的なしごとづくり、官民協働による戦略的で効果的な雇用対策や地域経済の活性化などに取り組む必要がある。また、まちの魅力を高め、人をひきつけることで交流人口や関係人口の創出・拡大、移住・定住の促進を図るとともに、医療体制の強化や福祉の向上、結婚から妊娠、出産、子育て、教育などのライフステージに応じた支援の充実、安心して暮らせる地域づくり等も重要となっている。

今後、本市の持続的発展に向けた取組にあたっては、人口減少等に伴う地域の変化に柔軟に対応するとともに、地域住民の主体的な取組を引き出し、地域間の連携や地域と行政の協働、市内及び市外の人材活用などにより、地域の課題解決や活性化に向けた取組を推進することで、住民一人ひとりが幸せを実感できる地域の形成を目指す。

併せて、近年、過疎地域への移住者の増加や革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きが加速する中、このような変化を本市の発展に向けた力としながら、持続可能な地域社会の形成と地域活力の更なる向上の実現を目指す。

また、SDGs（持続可能な開発目標）で示されている社会・経済・環境の統合性と持続可能性、多様性などを重視する考え方は、過疎対策を講じる上でも普遍的で共通した理念として捉えることができることから、本市の過疎対策においてもSDGsの方向性と結びつけながら、関連する政策や施策を総動員して取り組み、本市が持続的に成長するまちとなることを目指していくこととする。

【SDGs（持続可能な開発目標）における17のゴール】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 地域の持続的発展のための基本目標

項目	現状（令和2年度）	目標（令和7年度）
総人口	57,825人 （令和3年4月1日現在）	53,705人（社人研推計値） を上回る
社会増減	▲243人/年 （平成29年度～令和元年度 転出超過の平均）	▲230人以下/年 （令和5年度～令和7年度 転出超過の平均）
合計特殊出生率	1.32 （令和元年）	向上させる

6 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、外部有識者による会議を開催し、計画の実施状況や効果、改善点などの検証を行うとともに、市議会において報告、意見聴取を行う。

7 計画期間

本計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、平成28年9月に策定した「村上市公共施設等総合管理計画」における公共施設等の管理に関する基本的な方針との整合を図り、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を計画的に推進する。

村上市公共施設等総合管理計画 公共施設等の管理に関する基本的な方針（抜粋）

1 点検・診断等の実施方針

法定点検のほか、施設の利用状況や必要性の高いものから優先して、予防保全型の維持管理に努めるとともに、点検履歴を集積・蓄積することで計画見直しに反映し老朽化対策等に活用します。

2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

今後、公共施設等の更新時期が集中し財源の確保が困難になることが予想されることから、公共施設等の適正な配置を検討し、施設類型ごとの総量や老朽施設の更新・修繕の可否を検証し、トータルコストの平準化を図り計画的な維持・修繕を行います。

3 安全確保の実施方針

公共施設のサービス提供にあっては、安心・安全は不可欠です。法定点検による不備があった場合や耐震化が必要と判断された場合には、安全性を確保するとともに、災害時の拠点や避難所として指定されている施設については、優先的に耐震化に努めます。

4 長寿命化の実施方針

各課における施設類型ごとの個別計画を基本とし、必要に応じて見直しを行うこととします。
施設の利用頻度や耐用年数などを考慮の上、長寿命化の推進を基本とします。

5 統合や廃止の推進方針

関連施設、同様施設について合併前の旧市町村域を越えた見直しを行い、利用頻度や施設までの距離、施設の耐用年数等により適正な配置を検討します。

前述の検討の結果、統合や転用を進めるとともに、老朽化により長寿命化や有効活用が見込まれない場合は除却を基本とし、安全性の確保と環境に配慮します。

II 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

- これまでも農山漁村への移住やふるさとへの回帰といった動きはみられていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ICTを活用したテレワークが広がりつつある中、国民の意識やワークスタイルに変化が生まれ、地方に向けた人の流れが今後強まっていく可能性がある。こうした変化を好機と捉え、関係人口づくりや二地域居住、移住・定住の促進に向けた取組を強化することにより、本市への新しい人の流れを創出し、活力ある地域社会の実現を図る必要がある。

イ 地域間交流

- 都市部との交流は、イベント等を中心とした交流から、人と人の繋がりや地域の自然・文化等とのふれあい、自然を通じての学びや癒しを求める多様なスタイルへと変化してきている。これらの交流を担う人材育成を推進し、地域の特長を活かした交流を促進する必要がある。

ウ 人材育成

- 人口減少や少子高齢化の進行により、集落機能の維持や地域資源の活用・保護が困難になることが予想されるとともに、地域課題の多様化・複雑化はさらに進んでいくと考えられる。このような中において、外部人材や本市出身者、関係人口、観光来訪者など、多様な人とのつながりづくりを進めながら、地域社会の担い手となる人材の育成・確保を図り、地域課題の解決や地域の活性化につなげる必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住

- 空き家バンク制度や移住支援金、奨学金返還支援などの各種支援制度を充実させるとともに、地域おこし協力隊や市外出身者の視点からのサポートなど、地域における移住者の受け入れ体制を整備し、移住・定住を促進する。

イ 地域間交流

- 本市の豊かな地域資源（自然、景観、歴史、文化、特産物、技、人など）を積極的に活用し、交流・体験事業の拡大を促進するとともに、新たな地域資源の掘り起こしに努め、コミュニティビジネス等の拡大を目指す。
- 農業や生業（なりわい）体験、グリーン・ツーリズム等を通じて地域の魅力をアピールするとともに、地域住民と都市部参加者との交流による農村地域の活性化及び定住促進を図る。

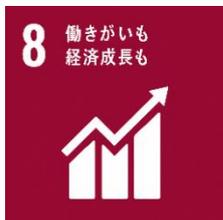
ウ 人材育成

- 多様化するニーズや地域課題の解決に向けて、潜在的な担い手の掘り起こしや地域おこし協力隊を活用した新しい視点による地域資源の発掘や磨き上げ、地域づくり活動等を支援する。
- 関係人口の創出・拡大に向けた取組や市民が地域の魅力を再認識するための取組を進めることで、移住に向けた裾野の拡大や市内定着、U I J ターンを促し、地域社会の担い手とな

る人材の育成・確保及び地域活性化を図る。

- 地域おこし協力隊等の地域外の人材の定住・定着を支援することで、新たな地域づくりの担い手確保や地域の活性化を図る。

【SDGsの方向性】



(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地 域間交流の促 進、人材育成	(5)その他	交流・定住促進事業 空き家バンク移住応援補助金・移住支援 金等	村 上 市	
		定住促進事業 奨学金返還支援補助金	村 上 市	
		体験交流促進事業 グリーン・ツーリズム協議会負担金	村 上 市 関 川 村 栗 島 浦 村	定住自立 圏連携事 業
		地域おこし推進事業 地域おこし協力隊配置	村 上 市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持管理等については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、村上市公共施設等総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、適切かつ効率的に事業を推進する。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

- 基幹産業である農業については、2,123戸の販売農家があるが、農家1戸当たりの平均耕作面積は1.88ha（平成27年2月1日現在）と経営規模は零細である。
- 農業・農村を取り巻く情勢は、農業の担い手の減少や高齢化の進行などに伴い、集落機能が低下するとともに、食料自給率の低迷、荒廃農地の増加など様々な問題を抱えている。
- 市内山間部地域を中心に、有害鳥獣による農作物被害が発生しており、農業所得の減少に加え、営農意欲の減退にも深刻な影響を及ぼしている。

イ 林業

- 水資源の涵養や国土保全、温暖化防止対策としての森林の公益的機能に対する期待は高く、計画的な森林整備が重要な課題となっている。
- 本市の森林面積は99,974haで、林野率は85.1%となっており、また民有林の人工林面積は18,542haで民有林人工林率は34.9%（令和3年4月1日現在）に達し、県内有数の林業地となっている。
- 森林・林業を取り巻く情勢は、長引く木材価格の低迷等から林業の経営状況が厳しく、林業従事者の減少による森林の荒廃が懸念されており、森林の循環サイクルの構築や良質材の安定的な生産・供給面で憂慮すべき事態にある。

ウ 水産業

- 本市は中浜漁港・府屋漁港・寝屋漁港・脇川漁港・桑川漁港・荒川漁港の6つの漁港及び商業港である岩船港を有しており、近海物を中心に漁獲量は約2,112トンで年間約12億円（令和2年実績）の漁獲高を誇る。
- 水産業を取り巻く情勢は、気象変動及び海洋環境の変化、水産資源の減少、魚価の低迷、漁業経費などの増大により、漁業経営は厳しい状況にある。
- このような中、漁業者の高齢化や担い手不足は顕著であり、加えて漁港施設及び漁船、漁業機械などの老朽化や機器更新の問題も抱えている。

エ 商工業

- 平成28年における本市の商業の状況は、商店数752店、従業員数4,260人、年間販売額約829億円である。また、平成30年における製造業（従業員4人以上）については、154事業所、従業員数4,448人、製造品出荷額約754億円となっている。
- 商業においては、購買力の低下や郊外大型店の進出、インターネットショッピングの普及などにより、既存商店街への影響が生じている。商業振興には地域コミュニティの核としての役割を持つ商店街の活性化が重要であり、商店街環境の改善、空き店舗の解消など適切な支援を行っていくことが求められている。
- 工業においては中小零細企業が多く、依然として厳しい経営状況が続いており、中小企業の経営支援、新たな地域産業の創出、企業誘致などによる産業の活性化や安定的な雇用の確保が求められている。

オ 情報通信産業

- 昨今、IT関連企業の成長は目覚ましく、相対的には若い人材がそうした企業の成長を支える原動力となっている。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、リモートワークなど働く場所にとらわれない

新しい働き方が広がりを見せるとともに、首都圏を中心に、企業のBCP（業務継続計画）に対する意識が向上している。このことから、企業の一部機能移転やサテライトオフィス等の誘致に向けた取組を推進する必要がある、首都圏などからの交通利便性なども含めて検討していくことが大切である。

カ 観光

- 本市は、海・山・川と豊かな自然や温泉等に恵まれ、自然や歴史、伝統・文化、食、その他の観光振興に資する資源（地域観光資源）を数多く有する。近年は、テレビ等のメディアやSNSにも多く取り上げられ、本市の知名度も高まりつつある。一方で、本市の観光入込客数は年々減少傾向で推移しており、本市の新たな魅力づくりや外国人旅行者への対応などが求められている。
- 昨今、人々の価値観やライフスタイルの変化により、観光客のニーズや観光スタイルが多種多様化しており、時代に対応した観光施設の整備やイベントの開催、SNS等を活用した情報発信の充実を図り、観光振興による地域経済の活性化に官民挙げて取り組む必要がある。

(2) その対策

ア 農業

- 生産基盤の整備や既存施設の改修・機能強化の推進、荒廃農地の解消や拡大防止を図るとともに、生産コストの低減やIoT・AI等の先進技術を活用した省力化などにより、農業従事者の所得向上と持続可能な営農体制の構築を目指す。
- 農地法を基本とした農地の適正な保全に努めるとともに、意欲的な農業者への農地集積や新規就農者等への支援により、農業の担い手育成を進める。
- 豊かな地域資源を活かした特産品の開発や有機栽培等による農産物の高付加価値化、ブランド和牛である村上牛の生産振興などを推進する。
- 有害鳥獣による農作物被害を防止するため、電気柵設置支援や捕獲免許取得・更新支援等による担い手確保、地域ぐるみの取組により被害防止対策を強化する。

イ 林業

- 計画的な造林や間伐等の適正な森林管理と担い手育成支援を推進し、良質で安定的な地域産材生産体制の整備と公益的森林機能の強化を図る。また、林道及び作業路等の基盤整備や高性能林業機械、ICT技術を用いたスマート林業の導入など、木材生産の省力化や低コスト化を進めるとともに、山間集落の活性化を図る。
- 市産材の高付加価値化や市産材の利用促進をはじめ、未利用木材資源の有効活用や特用林産物の生産など、林業の活性化と収益向上を目指す。
- 製材用に加え、合板や木質バイオマス発電などの多様な木材需要に対応するため、森林資源のフル活用を進めて林業関係者の所得向上を促すとともに、伐採後の再生林を支援し、森林資源の循環利用を促進する。
- 木材を使用する意義や特徴等を情報発信し、木材需要の拡大を図る。

ウ 水産業

- 効率的かつ効果的な維持管理、更新等により漁港施設の長寿命化を推進し、漁港を拠点とした水産業の活性化と漁業者の担い手育成を図る。
- 漁業資源を確保し水産物を安定的に供給するため、漁獲管理体制の強化及び産地の施設整備に取り組むとともに、海面及び内水面における放流事業を通して、資源管理型漁業及び栽培漁業を推進する。
- 産地直売イベントへの参加、地場産有力水産物のブランド化や加工品の開発による高付加

価値化の推進、地産地消運動への参画等により、消費と販路の拡大を図る。

エ 商工業

- 村上市中小企業振興基本条例に基づき、中小企業に対する施策を総合的に推進していく中で、産業支援プログラム等により地域資源を活用した新商品開発や新事業創出、販路拡大、生産性向上、多種多様で魅力的なしごとづくりに向けた起業支援、専門人材の確保・育成、各種産業団体や金融機関等とのネットワークづくりに取り組む。
- 地域商店街の活性化や賑わいあふれる中心市街地の形成を目指し、交流人口を拡大する取組や商店街環境の整備などを推進する。
- 村上市企業設置奨励条例に基づき、誘致企業も含めた積極的な企業支援を推進し、安定経営と多様な人材の活躍に向けた雇用機会の確保・拡充を図る。
- 住宅リフォーム補助等を行い、地域経済の活性化に資する取組を推進する。

オ 情報通信産業

- IT関連企業等を都市部から誘致するため、サテライトオフィス等の開設・運営を支援し、多様で魅力的なしごとの創出と雇用の確保・拡充を図る。

カ 観光

- 多様化する観光ニーズに応じた観光施設や環境の整備・充実を図るとともに、効率的・効果的な施設の運営・活用を推進する。
- 豊かな自然や歴史資産、食文化などの地域資源を有効活用し、関係市町村と連携しながら滞在型・体験型観光の形成・拡大を推進するとともに、インバウンド向け観光にも積極的に取り組むことで、国内外からの交流人口の拡大を図る。
- インターネットやSNSを活用した観光情報の発信及び宣伝PRや、市民一人ひとりの観光意識を高め、観光客を温かく迎える「おもてなしの心」を大切にした地域づくりを推進し、地域や団体の交流イベント事業を支援する。

【SDGsの方向性】



(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農業振興整備事業 県営団地営土地改良事業等負担金	新潟県 土地改良区	
		農業施設整備事業 瀬波排水機場改築改修工事	村上市	

林業 水産業	間伐推進事業 森林作業道整備事業補助金	村上市	
	水産業振興事業 新潟漁協山北支所船揚場工事費補助金	村上市	
(2)漁港施設	漁港施設整備事業 桑川・脇川・中浜・府屋漁港保全工事	村上市	
(9)観光又はレクリエーション	農村公園整備事業 遊具新設工事 20基	村上市	
	海府ふれあい広場整備事業 防護柵・空調設備改修工事	村上市	
	二子島森林公園整備事業 浮棧橋・バンガロー改修工事等	村上市	
	朝日きれい館整備事業 空調設備改修工事	村上市	
	神林水辺の楽校整備事業 トイレ上屋改修工事	村上市	
(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業 商工業・6次産業化	村上牛生産振興対策事業 村上牛認定向上対策事業補助金等	村上市	※1
	住宅リフォーム事業 住宅リフォーム事業補助金	村上市	※2
(11)その他	農業農村整備事業 土地改良事業補助金	村上市	
	農業担い手対策事業 就農支援事業補助金	村上市	
	水産業担い手対策事業 新規漁業就業者支援事業費補助金	村上市	
	産業振興対策事業 産業支援プログラム事業補助金	村上市	
	企業誘致事業 サテライトオフィス等設置促進事業補助金等	村上市	
	観光振興事業 観光客誘客事業補助金等	村上市	

※1 村上牛の認定に係る経費と繁殖牛の導入に係る経費の一部を補助することで、村上牛の生産振興と生産農家の経営安定化を図る。

※2 市内施工業者によって住宅リフォーム工事を行った者に対して費用の一部を補助することで、市民の生活環境の向上と地域経済の活性化を図る。

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
新潟県村上市全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記2 (2) (3) のとおり

ウ 他の市町村との連携に関する事項

産業振興において周辺市町村との連携に努める。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持管理等については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、村上市公共施設等総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、適切かつ効率的に事業を推進する。

3 地域における情報化

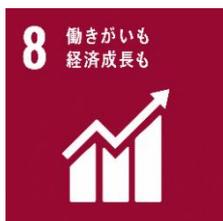
(1) 現況と問題点

- 本市は、広大な面積に各集落が点在するため、情報通信網の整備が必須であり、高速情報通信や無線通信の整備によって、生活・福祉サービスの向上や防災対策などを進めてきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけにICT化などの活用が進んだことに伴い、国内では地域社会のデジタル化（DX）に向けた取組が急速に拡大・浸透してきている。
- 今後は、住民の生活の利便性向上や産業の振興、地域公共交通の活性化、物流の確保、医療及び教育の充実等、あらゆる場面でデジタル技術の活用が進んでいくものと予想されることから、本市もその潮流にしっかりと追随し、高度なサービスを持つ都市部との格差解消に向けて、技術革新に伴う施設整備、老朽化施設の更新など、デジタル技術の活用をこれまで以上に推進する必要がある。

(2) その対策

- 農山漁村地域や中山間地域の地理的格差解消に向けて、昨今技術の進展が著しいICT技術などを生かしながら様々なサービスの導入や発展を促進するため、情報通信や防災行政無線の施設整備、老朽化に伴う更新等を進め、安心・安全な地域生活の向上を図る。
- デジタル社会の恩恵を住民が等しく実感できるよう、相談体制の整備や地域におけるデジタル人材の育成・確保を推進する。

【SDGsの方向性】



(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域における 情報化	(1)電気通信設等 情報化のため の施設 有線テレビ ジョン放送 施設 防災行政用 無線施設	放送設備整備事業 朝日・山北・神林地区放送機器更改	村上市	
		防災行政無線整備工事 同報系設備更新工事	村上市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持管理等については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、村上市公共施設等総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、適切かつ効率的に事業を推進する。

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路の整備

- 本市の道路整備は、災害時の緊急搬送や救急医療の充実、社会経済活動や地域間交流等による地域活性化に向けて、ミッシングリンクとなっている日本海沿岸東北自動車道の朝日まほろばIC～あつみ温泉IC（山形県）間の整備を進め、高速交通ネットワークの早期完成を図ることが最も重要な課題となっている。
- 増大する交通需要に対応する幹線道路や周辺地域との連絡道路の整備の充実、少子高齢化が加速する中、高齢者や子どもなど誰もが安心して通行できる道路の環境整備、農林産物の搬出に欠かせない産業振興の基盤である農林道の整備が必要である。
- 橋りょうなどの道路施設の多くは老朽化が進んでいるため、道路施設の適切な維持管理による安全性の確保と、長寿命化対策による維持管理コストの縮減及び費用の平準化を図ることが重要である。

イ 交通確保対策

- 本市の公共交通は、定時定路線型の乗合バスと鉄道を主として構成されているが、広大な市域の地形条件、気象条件、人口の集積度合い等により、公共交通の空白地域や不便地域が多数存在している。
- 自家用車の普及や少子化、人口減少の影響などにより、乗合バスの利用者は減少傾向が続いており、運行維持に係る財政負担が大きくなっている。
- 人口の減少やライフスタイルの変化により、消費行動が変化したことなどから、現在、市民の多くは自家用車などで移動している状況にあり、車の運転ができない高齢者等は、買い物や通院などが自由にできない状況にある。今後一層高齢化が進行し、交通弱者がさらに増加していくと予想されることから、交通弱者に配慮した移動手段や生活必需品の調達手段を確保する必要がある。
- 本市には、温泉や海水浴場、まち歩きなどの豊富な観光資源があり、村上地区の市街地を中心に観光客が多くみられるが、観光資源は市内に分散して立地しており、観光客がこれらを効率的に巡ることができる移動手段や体制を確保する必要がある。
- 本市は特別豪雪地帯としての指定地域を有し、冬期間においては、市内の広い範囲において多量の積雪があることから、市民の日常生活や経済活動に大きな影響を及ぼしている。こうした中、降雪時に即応できる体制の整備を進め、市民生活への負担軽減に努めることが必要である。

(2) その対策

ア 道路の整備

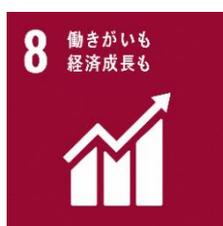
- 日本海沿岸東北自動車道の早期開通とアクセス道などを中心とした道路ネットワークの整備を促進し、広大な市域に合わせた利便性の高い高速交通体系を目指す。また、朝日温海道路として事業化された朝日まほろばIC～あつみ温泉IC（山形県）間の整備を促し、高速交通ネットワーク化の早期確立とともに道の駅関連施設の整備を図る。
- 国道・県道などへのアクセス性の向上や機能性、安全性に配慮しながら、周辺地域間の連携と交流の促進に向けて、幹線市道の整備を推進する。併せて、狭あい部の解消や交差点の改良、歩道空間や路肩の拡幅などを進め、誰もが利用しやすい安全かつ快適な生活道路の整備を推進する。また、林道については、林業振興のための基盤として一層の整備充実を目指す。
- 橋りょう長寿命化修繕計画やその他個別施設計画に基づき、早期修繕が必要な橋りょうな

ど道路施設の対策を進めるとともに、予防保全型の適切な維持管理に努め、道路の安全性確保と長寿命化を図る。

イ 交通確保対策

- 各公共交通の重複解消及び連携強化、あらゆる既存の交通資源の活用を進め、地域の実情に応じた効率的で持続可能な公共交通ネットワークを形成するとともに、まちなか循環バスやデマンドタクシーなどの活用により、利便性の向上と利用者の増加に努める。
- 国や県等との連携を密にしながら、事業者への補助や利用促進を図り、公共交通機関のサービス向上に努めるとともに、効率化を進め財政負担の軽減を図る。
- 過疎化・高齢化が特に進行している地域では、少需要型公共交通のニーズが高いことから、乗合タクシーやデマンド型交通などを状況に合わせて導入し、地域の実情に応じた生活交通手段の確保に取り組む。
- 高齢者や障がい者などの交通弱者に対し、タクシー等の利用支援を行うなど、交通弱者に配慮した移動手段の確保に努める。
- 自治会、集落等の地域自治組織などによる相互扶助活動を支援し、市民協働による生活支援のしくみを導入していくとともに、併せて地域課題の解決を図る。
- 市街地の観光地を巡るまちなか循環バスの運行など、観光の玄関口である市内主要駅からの二次交通を充実させることで、観光客数の増加に加え、公共交通利用者数の増加、沿線住民の生活の足の維持・確保につなげる。また、商店街や市内観光イベントと連携しながら、地域活性化に取り組む。
- 積雪期の市民の日常生活や経済活動に支障をきたさぬよう、市道などの道路除雪を実施し、冬期間の安全で円滑な交通を確保するとともに、共助による除排雪体制の確保を推進する。

【SDGsの方向性】



(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道路	市道改良事業 朝日まほろば線 L=310m W=7.5～9.5m	村上市	
		市道改良事業 下相川日下4号線他 L=500m W=12.5m	村上市	
		市道改良事業 殿岡南大平線 L=2,400m W=7.5m	村上市	
		市道改良事業 府屋勝木線 L=280m W=10.0m	村上市	
		市道改良事業 新飯田七湊線 L=61.8m W=5.0m	村上市	
		市道改良事業 南中央線 L=320m W=16m	村上市	

橋りょう その他	市道修繕事業（舗装） 肴町中川原線他15路線	村 上 市	
	橋梁長寿命化修繕事業 修繕工事 N=21橋	村 上 市	
	農道橋梁耐震化事業 耐震化工事 N=3橋	村 上 市	
	林道橋梁長寿命化対策事業 補修工事 N=5橋	村 上 市	
	市道消雪施設新設・改修事業 保内線他4路線 散水管新設L=580m、 散水管改修L=1,555m、井戸N=3基	村 上 市	
	急傾斜地崩壊対策事業 寝屋・出戸地区負担金	新 潟 県	
	市道トンネル修繕事業 三面・小国線 N=2本	村 上 市	
(2)農道	広域農道整備事業 地滑り対策・改修工事	村 上 市	
(3)林道	林道改良事業 鈴川線路面修繕・改良工事 L=500m W=3.6m	村 上 市	
(6)自動車等 自動車	生活交通確保対策事業 コミュニティバス購入 1台	村 上 市	
(8)道路整備機械 等	除雪機械整備事業 除雪機械購入 小形ロータリ2台等	村 上 市	
(9)過疎地域持続 的発展特別事 業 公共交通	生活交通確保対策事業 地域公共交通活性化協議会負担金	村 上 市	※1
(10)その他	生活交通確保対策事業 生活交通確保対策補助金	村 上 市	

※1 公共交通の空白地域や不便地域の解消、地域の実情に応じた公共交通体系の構築に向けて、まちなか循環バスやデマンドタクシーなどの運行を維持し、移動手段の確保、利便性の向上と併せて地域の活性化を図る。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持管理等については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、村上市公共施設等総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、適切かつ効率的に事業を推進する。

5 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

- 令和2年3月末における普及率は、上水道事業と簡易水道事業を合わせて99.7%である。
- 今後は、施設の経年劣化に伴い、老朽化した配水管の更新や施設の整備・統廃合等を検討しながら効率化を図るとともに、災害に強く、安全で安定した水の供給に向けて、施設の耐震化等を推進する必要がある。

イ 汚水処理施設、廃棄物処理施設、火葬場

- 汚水処理人口の普及率は、令和2年度末において99.2%であり、公共下水道における污水管渠整備については、令和3年度で概成するため、引き続き接続率の向上に向けて、水洗化を促進する取組が必要である。
- 老朽化した処理場やポンプ場などの施設もあるため、計画的に改築更新や施設の機能強化を行い、将来にわたり水質を保全しながら清らかで豊かな水環境を維持していく必要がある。
- 廃棄物処理施設については、ごみの安定処理のため、埋立量の減量化や再資源化など適正管理に努め、最終処分場の延命化を図る必要がある。
- 火葬場については、適正管理を推進するとともに、経年による老朽化が進んでいるため、状況に応じ建て替えや改修が必要である。

ウ 消防・救急体制の整備

- 消防施設については、災害対応能力の強化、常備消防・救急機能の充実が求められ、計画的な施設整備が必要である。
- 集落の過疎化・高齢化の進行に伴い、高齢者等の災害時避難行動要支援者に対する支援、非常備消防における消防団員確保、活動の活性化及び自主防災組織の育成などが大きな課題となっている。

エ 公営住宅

- 令和3年3月31日現在、460戸の公営住宅があり、利用者は736人で、入居率は80.4%となっている。多くの公営住宅は築30年以上を経過し、施設の老朽化が進んでいるため、安全・安心な住環境の整備が必要である。

オ その他

- 防犯、交通安全対策施設の老朽化が進んでおり、施設整備が必要である。
- 高齢者世帯の増加などに伴い、本市においても管理不全な空き家の発生が問題となっており、その解消と発生防止に向けた取組が必要である。

(2) その対策

ア 水道施設

- 施設整備計画に基づき、老朽化した水道施設や配水管の整備や耐震化を推進するとともに、上水道事業と簡易水道事業を統合し、事業経営の健全化と効率化を図り、安全で安定した水の供給に努める。

イ 汚水処理施設、廃棄物処理施設、火葬場

- 公共下水道事業については、未普及地域のある地区について引き続き下水道整備を実施し、下水道未普及地域の解消を進めて処理区域の拡大を図るとともに、既設処理施設の老朽化に

対応するため、施設の改築更新を行う。

- 集落排水事業については、既設処理施設の老朽化に対応するため、計画的に施設の機能強化を行う。
- 下水道整備予定区域外の地域において、汚水処理対策として合併処理浄化槽の普及を促進する。
- 最終処分場の延命化を図るとともに、火葬場の建て替えや改修を行う。

ウ 消防・救急体制の整備

- 常備消防については、高速道路の延伸に対応した設備整備を計画的に行い、消防機能及び救急機能の充実を図る。また、非常備消防については、防火水槽等の設置による水利の確保やポンプ車等の更新による機動力確保を行うことで、消防力の強化・充実を図る。
- 防災意識の醸成を図り、消防団員の確保や地域における自主防災組織の活動支援を推進するとともに、防災士の養成や災害時避難行動要支援者に対する支援の取組など、地域における消防防災力の向上に努める。

エ 公営住宅

- 公営住宅の適正な維持管理を行うとともに、老朽化した市営住宅の改修を計画的に進め、利用者に対し良好な住環境の提供を図る。

オ その他

- 防犯灯等の施設整備を行い、通学通勤時の安全対策を進める。
- 管理不全な空き家の解消と発生防止に向け、所有者に対する情報提供や啓発、適正管理の依頼を行うとともに、空き家バンク制度を活用した空き家の利活用促進等に取り組む。

【SDGsの方向性】



(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の 整備	(1) 水道施設 上水道	上水道施設整備事業 老朽管改良工事 L=1,972m	村 上 市	
		簡易水道統合整備事業 山辺里地区事業認可変更等	村 上 市	
	簡易水道	簡易水道施設整備事業 配水管改良工事 L=2,400m	村 上 市	
		簡易水道統合整備事業 山辺里地区実施設計	村 上 市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	浄化センター改築更新事業 村上・荒川・平林・朝日・府屋浄化センター	村 上 市	
		雨水施設整備事業 泉町ポンプ場改築更新	村 上 市	

農村集落排水施設 地域し尿処理施設	農集排統廃合事業 西神納・東神納・神納・山辺里地区	村上市	
	中継ポンプ場改築更新事業 府屋処理区	村上市	
	農集排施設改築更新事業 南大平・蒲萄・高根・中継地区	村上市	
	合併処理浄化槽整備事業 合併処理浄化槽設置費補助金	村上市	
	し尿処理施設整備事業 修繕工事	村上市	
(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	最終処分場整備事業 荒沢最終処分場砂ろ過塔更新工事	村上市	
(4) 火葬場	火葬場施設整備事業 村上火葬場主燃室耐火物補修工事	村上市	
(5) 消防施設	常備消防防災施設整備事業 高規格救急車・資機材購入 4台	村上市	
	非常備消防防災施設整備事業 防火水槽新設工事 10基	村上市	
(6) 公営住宅	市営住宅改修整備事業 長寿命化改修工事	村上市	
(8) その他	合併処理浄化槽維持管理事業 合併処理浄化槽維持管理費助成金	村上市	
	防災対策推進事業 自主防災組織支援事業費補助金	村上市	
	防犯対策事業 防犯灯新設・補修工事 新設=45基、移転=25基	村上市	
	防犯対策事業 防犯灯設置費補助金	村上市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持管理等については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、村上市公共施設等総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、適切かつ効率的に事業を推進する。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境

- 本市の人口は、昭和30年をピークに減少し続けており、出生数も減少傾向で推移している。加えて、若者の転出傾向が続いており、少子高齢化と相まって、地域社会の活力低下に大きな影響をもたらしている。
- 子育てをする親の就労環境の変化や核家族化の進行などにより、子育て支援に関するニーズが多様化しており、柔軟なサービスの提供が必要となっている。
- 社会状況や生活環境の変化により、地域におけるつながりが希薄化する中、子どもや子育て家庭が孤立することのないよう、地域で子育てを応援する機運を高める必要がある。
- 保育園など児童福祉施設の老朽化が進んでいることから、地域の実情に応じた施設整備を進め、安全・安心な保育環境を確保する必要がある。

イ 高齢者・障がい者福祉

- 高齢化率は39.3%（令和3年4月現在）となっており、令和22年には45%を超えると予想されている。また、中山間地域や海岸部における小規模集落を中心に、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加しており、地域社会の活力維持に向けた取組が喫緊の課題となっている。
- 高齢者が住み慣れた地域で生き生きと安心して心豊かに暮らしていくために、地域密着型介護施設の整備、介護人材の確保、地域福祉体制の充実・強化、高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進するための施策が必要である。
- 障がい者のニーズが多様化する中、支援を必要とする当事者やその家族に対し、市民や地域が主体となった包括的な助け合いのしくみづくりが必要となっている。

ウ 保健

- 高齢化に伴う要介護者の増加や生活習慣病等の疾病構造の変化、ストレスの増大による心の問題など、健康を取り巻く環境が大きく変化している。
- 健康寿命の延伸に大きな影響がある生活習慣病等の早期発見や発症及び重症化を予防するための健（検）診体制などを整備していく必要がある。
- 保健施設の老朽化が進んでいることから、計画的な整備を進める必要がある。

(2) その対策

ア 子育て環境

- 子育てに係る保護者の経済的負担の軽減と健やかな子どもの成長を支援するため、保育料の軽減や子どもの医療費支援などを推進する。
- 地域における子育て支援を充実するなど、子どもを安心して産み、育てるための包括的な支援体制の形成を進める。
- 保育園の改修や多様な保育ニーズに対応した保育環境の整備、保育サービスの充実を図るとともに、子どもたちにとってより良い環境となるよう、保育園の統廃合も視野に入れた施設整備を検討しながら、子育て支援体制の充実と子どもたちの健全育成を図る。

イ 高齢者・障がい者福祉

- 健康寿命を延伸し、心身ともに健康で生きがいを感じながら活動を続けられるように、疾病の早期発見や治療、健康づくりなどの保健事業と介護予防施策を一体的に推進するとともに、高齢者の知識や経験を活かした学習活動や社会参加の機会を充実させ、高齢者の生きが

いづくりと社会参加の両面に資する取組を推進する。

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、介護家族への支援や地域包括ケアシステムの構築と生活支援体制づくりを推進し、身近な地域で提供する福祉サービスの充実を図るとともに、介護人材の確保や地域における支え合いのしくみづくりを進める。
- 市民の介護ニーズに応じて、在宅介護サービスの充実や施設整備を図る。
- 関係機関と連携しながら、障がいの内容に応じた支援や多様な相談が受けられる体制整備を図るとともに、福祉施設入所者の地域生活への移行や障がい者の自立を支える雇用環境、医療・福祉などのサービスの充実に向けて取り組む。

ウ 保健

- 健康寿命の延伸と健やかな日常生活のために、市民に対する疾病予防体制の充実と健康づくりのための体系的な施策の構築を図り、健康や生活習慣病予防に対する意識の高揚を促進する。
- 各種健（検）診の受診率向上に向け、受診しやすい健（検）診体制と保健施設の整備を進める。

【SDGsの方向性】



(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福 祉の向上及び 増進	(4) 介護老人保健 施設	老人介護施設大規模改修事業 さわらびセンター外壁改修工事等	村 上 市	
		老人介護施設整備事業 きわなみ荘空調設備改修工事等	村 上 市	
		老人介護施設整備事業 新きわなみ荘空調設備改修工事等	村 上 市	
	(8) 過疎地域持続 的発展特別事 業 児童福祉	子どもの医療費助成事業 子ども医療費助成	村 上 市	※1
	(9) その他	高齢者生活支援事業 高齢者向け住宅整備費補助金	村 上 市	
		地域生活支援事業 障害者向け住宅整備費補助金	村 上 市	

※1 高校3年生までを対象に医療費の一部を助成することで、子どもの健康増進と子育て世帯の経済的負担軽減を図る。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持管理等については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、村上市公共施設等総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、適切かつ効率的に事業を推進する。

7 医療の確保

(1) 現況と問題点

- 本市は広大な市域であるがゆえ、医療機関の所在にも偏在があり、かつ医師不足が深刻化している。特に、整形外科や産科、小児科等の特定診療科目に係る医師が不足しており、一部は県外の病院に頼らざるを得ない状況もみられる。
- 二次医療を担う村上総合病院をはじめ、関係機関や関係団体と連携しながら、地域医療体制の充実と医師確保を図る必要がある。

(2) その対策

- 将来にわたり、住み慣れた地域で安心して保健医療サービスが受けられる体制の構築や、限られた医療資源の有効活用に向けて、地域の保健医療関係者や県・他市町村等とも連携しながら、取組を進める。
- 医学生修学資金貸与事業等により、市内医療機関の医師等の確保を促進する必要がある。
- 地域医療の現状に対する市民の理解を進めるため、村上・岩船地域医療懇談会による地域医療フォーラム等による普及啓発に取り組む。
- 全ての市民が安心できる生活環境づくりに向け、医療機関の相互連携による一次、二次救急医療に対応できる体制を強化するとともに、適正受診及び救急車の適正利用について、市民に対する周知を図る。
- 救急搬送時間短縮のため、日本海沿岸東北自動車道朝日まほろばIC～あつみ温泉IC（山形県）間の早期開通を強く要望していく。

【SDGsの方向性】



(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(4) その他	医療施設支援事業 医療施設等設備整備費補助金	村上市	
		公的病院等支援事業 公的病院等運営費補助金	村上市	
		病院群輪番制病院支援事業 病院群輪番制病院運営事業費補助金	村上市 関川村 粟島浦村	定住自立圏 連携事業
		医師確保対策事業 奨学金貸付金	村上市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持管理等については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、村上市公共施設等総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、適切かつ効率的に事業を推進する。

8 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

- 学校施設における安全性の確保は極めて重要であることから、小中学校の防災機能強化の取組を進めるとともに、安全で快適な教育環境づくりを推進するため、学校設備の整備を図る必要がある。
- 子どもの学力については、各段階における基礎・基本を確実に身につけさせるとともに、ICT技術をはじめとする情報機器の活用能力の育成が重要課題である。このため、学校における情報教育の推進に向けて、情報通信機器や情報通信ネットワークの整備など、情報教育に資する環境整備が必要である。また、広域化により長距離化する通学路や気象状況の悪化から児童生徒の安全安心な通学を確保するため、地域の実情に応じたスクールバスの配備等を進める必要がある。
- 不登校発生率については、令和元年度において、小学校で0.92%、中学校で4.14%と全国平均（小学校0.83%、中学校3.94%）を上回っており、児童・生徒指導上の諸問題に対応するとともに、子どもにとって安心できる学習環境を形成していく必要がある。
- 次世代を担う人材を育成するため、高等教育を望む市民を支援し、若い世代の夢や希望を地域社会で応援することが大切である。

イ 集会施設、体育施設等

- 地域住民の「学習の場」や「健康づくりの場」として活用されている社会教育施設のうち、老朽化等がみられる施設は改修を行う必要がある。
- 老朽化や耐震化されていない体育施設については、早急に建替えや耐震補強を行う必要がある。

ウ その他

- 社会構造の急速な変化により、生涯学習へのニーズが多様化する中、市民一人ひとりの多種多様な学習活動を支援するため、さまざまな学習機会や学習情報の提供等の支援体制を充実させていく必要がある。
- 市民の各種スポーツ団体への加入割合は14%（令和元年度実績）と低く、組織に属して日常的にスポーツ活動や健康づくりに取り組んでいる市民が少ない状況にある。
- スポーツ推進委員数は22人（令和3年4月現在）となっており、地域スポーツの推進役として活躍しているが、今後は生涯スポーツの振興を担うスポーツリーダーや、競技力向上を図るための指導者の確保・育成が急がれるほか、市民の多様なスポーツニーズに対応できる組織体制が求められている。

(2) その対策

ア 学校教育

- 施設の統合再編を検討しながら、児童生徒が安全に過ごすことができ、地域住民の避難場所としての機能も果たせるよう、校舎等の防災機能強化や改修、バリアフリー化等を計画的に進める。また、地域資産でもある廃校舎の有効活用を検討していく必要がある。
- 学力の向上については、教材、教具、図書等の学習環境の整備に加え、非常勤講師等を配置し、児童生徒一人ひとりに寄り添いながら、その個性、能力、適性等に応じて自らの力を伸ばすことができるよう支援する。また、情報教育の推進に向けて、情報通信機器やネットワークの整備に加え、各児童生徒用に整備されたタブレット端末を有効活用できるよう、教員への研修やICT支援員の導入などを行いながら、より良い学習環境につなげられるよう

取り組む。併せて、通学時の安全確保を図るため、スクールバスの運行や地域による見守り体制の充実を図る。

- 児童生徒指導上の諸問題については、専門的な知識を有する指導員を活用し、教育支援センター機能の充実を図る。
- 奨学金制度を充実させ、高等教育を望む市民を経済的に支援する。

イ 集会施設、体育施設等

- 社会教育施設については、利用性を高めるために、改修や機能の拡充を計画的に進める。
- 体育施設については、安全性を確保するために建替え及び耐震化工事を行う。
- ライフステージに合ったスポーツ活動が気軽にできる環境整備を進め、市民の健康・体力づくりを推進する。

ウ その他

- 市民が「いつでも、どこでも、誰でも学べる」ために、学習情報の発信や参加しやすい学習機会を提供することができる体制整備を進める。
- 指導者の確保・育成を行い、学習者が自発的に学習成果を地域で活用することのできる体制を整備する。
- 体育協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブと連携し、一人でも多くの市民がスポーツ活動等を実践できる機会を拡充する。
- 「地域の子どもを地域みんなで育てる」を実現するため、学校と地域が一体となった取組を推進し、将来の本市を支え、活躍できる人材の育成を図る。

【SDGsの方向性】



(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1) 学校教育関連 施設 屋内運動場 水泳プール	屋内運動場整備事業 村上第一中学校屋内運動場照明改修工事	村 上 市	
		プール整備事業 金屋小学校プール改修工事	村 上 市	
	スクールバ ス・ボート 給食施設	スクールバス整備事業 スクールバス購入 10台	村 上 市	
		給食施設整備事業 エレベーター・ボイラー改修工事	村 上 市	
	その他	小学校エアコン改修事業 平林・小川小学校	村 上 市	
		小学校トイレ等改修事業 朝日みどり・さんぼく小学校	村 上 市	
		中学校エアコン改修工事 村上第一中学校	村 上 市	

	中学校トイレ等改修工事 村上東・荒川・神林・朝日・山北中学校	村 上 市	
(3)集会施設、体 育施設等 公民館	さんぼく会館整備事業 改修工事	村 上 市	
	朝日地区公民館整備事業 空調設備改修工事等	村 上 市	
集会施設	村上市民ふれあいセンター大規模改修事業 空調機器更新工事等	村 上 市	
	総合文化会館施設改修事業 練習室等改修工事	村 上 市	
	教育情報センター大規模改修事業 舞台機構改修工事等	村 上 市	
体育施設	農村環境改善センター設備改修事業 村上・神林地区 空調設備等改修工事	村 上 市	
	村上体育館整備事業 アリーナ照明器具取替工事	村 上 市	
	荒川総合体育館整備事業 耐震改修・大規模改修工事	村 上 市	
	神林総合体育館整備事業 空調設備改修・雨漏り修繕工事	村 上 市	
図書館	朝日総合体育館整備事業 耐震改修・大規模改修工事	村 上 市	
	山北多目的グラウンド整備事業 受電設備機器・照明設備電球等取替工事	村 上 市	
	図書館ネットワーク整備事業 移動図書館車購入 1台	村 上 市 関 川 村 栗 島 浦 村	定住自立圏 連携事業
(4)過疎地域持続 的発展特別事 業 義務教育 生涯学習・ス ポーツ	学力向上・学習支援事業 非常勤講師配置	村 上 市	※1
	スポーツ団体育成事業 スポーツ活動支援バス補助金等	村 上 市	※2
(5)その他	奨学金制度事業 奨学金貸付金	村 上 市	
	外国語指導支援事業 外国語指導助手配置	村 上 市	

※1 非常勤講師を配置することで、児童生徒の基礎学力定着と学力向上を図る。

※2 団体が管理・運行するマイクロバスのリース料を補助することなどにより、次世代を担うジュニア選手の育成や高齢者の健康・体力・生きがいつくりを支援する。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持管理等については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、村上市公共施設等総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、適切かつ効率的に事業を推進する。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

- 高齢化の進行や地域の担い手となる若者の減少により、集落が果たしてきた生活の基礎的な機能が十分機能しなくなっている。このため、集落機能の補充や共同による取組、地域活性化を目指すまちづくり組織への支援などを行いながら、集落機能の維持と活性化を図る必要がある。
- 安全で快適な住環境の整備を進め、新たな時代の集落づくりを進める必要がある。

(2) その対策

- 集落の環境整備については、活動の拠点となる集会施設の整備充実を支援するとともに、地域固有の伝統・文化、資源等を活用し、集落の活性化を図るため、行政が財政支援と人的支援を行い、地域住民が主体的に取り組む「市民協働のまちづくり」を積極的に推進する。
- 集落支援員や地域おこし協力隊などの配置を進め、集落の現状と課題を見つめ直す点検と、点検結果から集落の将来についての話し合いを促進することで、住民と行政の共通認識を形成しながら、集落の維持・活性化対策を進める。
- 多様な主体が連携しながら、地域を支えるしくみづくりを進める。

【SDGsの方向性】



(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	協働のまちづくり推進事業 地域まちづくり交付金	村 上 市	※1
		集会施設整備事業 集会施設整備事業補助金	村 上 市	※2
	(3) その他	地域活性化推進事業 集落支援員配置	村 上 市	

※1 地域まちづくり組織の活動に対し助成することで、市民協働のまちづくりを推進し、各地域が抱える課題の解決や地域活性化を図る。

※2 集落集会施設の新築・増築・修繕・環境改善等に対し補助することで、地域住民の福祉の向上とコミュニティ活動の推進を図る。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持管理等については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、村上市公共施設等総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、適切かつ効率的に事業を推進する。

10 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

- 本市には、先人から受け継がれた歴史的な遺産や伝統芸能など貴重な文化財が数多く存在する。これらの文化財の価値を後世に正しく伝え、文化を発展させるためには、現存する文化財の保存と活用を図る必要がある。
- 遺跡からの出土品や歴史・民俗資料などの展示公開施設の充実、資料の活用、伝統芸能や芸術活動及びそれらを担う後継者の育成支援などを積極的に推進していく必要がある。

(2) その対策

- 芸術や伝統芸能、文化財保存団体等の自主的な活動を支援しながら、発表機会を提供し、地域文化の創造・伝承を推進する。
- 芸術作品等に接する機会を設けるとともに、利便性の向上に向けて、老朽化した施設の改修を行う。
- 市の歴史的シンボルである史跡村上城跡・平林城跡・山元遺跡の整備を推進するとともに、埋蔵文化財は展示による一般公開や歴史講座の教材として活用し、地域住民の郷土史理解・愛郷心の醸成を図る。
- 歴史文化を活用した観光事業を展開するなど、地域活性化に資するような取組を積極的に進め、人材育成や保存活動の安定的な継続を図る。

【SDGsの方向性】



(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域文化の 振興等	(1)地域文化振興 施設等 地域文化振興 施設	若林家住宅整備事業 屋根修繕工事	村 上 市	
		記念公園整備事業 武家住宅屋根修繕工事	村 上 市	
		旧成田家住宅整備事業 屋根修繕工事	村 上 市	
		史跡山元遺跡整備事業 公有化、保存活用及び整備計画策定	村 上 市	
		史跡村上城跡整備事業 黒門跡石垣整備工事	村 上 市	
		史跡平林城跡整備事業 土塁復元工事等	村 上 市	
		(3) その他	文化財保護事業 文化財保存事業補助金	村 上 市
	歴史的風致維持向上計画推進事業 歴史的風致形成建造物保存事業補助金等	村 上 市		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持管理等については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、村上市公共施設等総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、適切かつ効率的に事業を推進する。

11 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

- 国内外で脱炭素社会への転換に向けた取組が加速する中、市民、事業者及び行政が協働しながら、温室効果ガス排出量の削減に向けて、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの普及拡大及び安定供給の確保に取り組む必要がある。
- 脱炭素社会に向けた取組は、革新的なイノベーションを生み出し、経済と環境の好循環をもたらすことが期待される。このような機会を本市活性化に向けて積極的に取り入れていく必要がある。

(2) その対策

- 温室効果ガス排出量の削減に向けて、省エネルギー意識の啓発を行うとともに、太陽光発電システムや木質バイオマスストーブ設置者に対する補助等を行い、再生可能エネルギーの普及促進を図る。
- 広大な森林資源や風力、地熱などの地域資源を有効活用しながら、本市の成長・持続的発展につながるような取組を行い、雇用の確保・拡充を図る。

【SDGsの方向性】



(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	新エネルギー推進事業 住宅用太陽光発電システム設置費補助金等	村上市	※1

※1 住宅用太陽光発電システム及び木質バイオマスストーブ(薪ストーブや木質ペレットストーブ)の設置費用を補助することで、地球温暖化対策の推進と木材利用の拡大による循環型社会の形成を図る。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持管理等については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、村上市公共施設等総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、適切かつ効率的に事業を推進する。

過疎地域持続的発展計画

令和3年 月

発行 新潟県村上市

編集 村上市企画財政課企画政策室

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

電話 0254-53-2111 FAX 0254-53-3840

URL <https://www.city.murakami.lg.jp>

E-mail seisaku-m@city.murakami.lg.jp



新潟県村上市